



➤ 第1回部会で示した考え方に対して、県基準（案）は次のとおりとする。

〈第1回部会で示した考え方〉

再エネ施設の種類

ポテンシャルが高く、市町において導入を促進する意向がある再エネ施設の種類を対象とする。

※促進区域に設置する再生可能エネルギー発電施設を「地域脱炭素化促進施設」（以下「施設」）という。

区域分け

太陽光については、「栃木県太陽光発電施設の設置・運営等に関する指導指針（以下「県指針」）」に定める「立地を規制するエリア」と「慎重な検討を要するエリア」の考え方に基づいて定める。

立地を規制するエリア：関係法令や条例の規定により開発行為が厳しく制限（原則不許可など）されているエリアや、防災、環境保全、景観保全等の観点から、太陽光発電施設の設置に関し許可等を要するエリア

慎重な検討を要するエリア：「立地を避けるべきエリア」を除いて、関係法令や条例の規定により、防災、環境保全、景観保全等の観点から地域指定がなされており、設置に十分な検討や調整を要するエリア

環境配慮事項

県独自の規制や県の特色を踏まえ、再エネ促進と環境保全が両立されるよう設定する

適用除外

施設の設置形態、設置場所などに応じて、県の区域分けや環境配慮事項の一部または全部を適用しない。

〈県基準（案）〉

■ 市町からの要望や県内におけるポテンシャル等を踏まえ、対象とする施設の種類は、太陽光・風力・水力・バイオマス・地熱とする。

P2

■ 太陽光については、県指針を準用し、「促進区域に含めてはいけない区域」「慎重な検討を要する区域」を定める。

■ バイオマスについては、太陽光と同様に、資源が県内全域にあり、国基準の対象とならない範囲が広いため、県指針を準用する。

■ 風力・水力・地熱については、資源が一部の地域に偏り、多くは国基準の対象となるため、国の区域分けどおりとする。

P2,3

■ 環境配慮事項は、施設の種類ごとの環境へのリスクを踏まえて定める。

P2,4

■ 既存の建築物の屋根などに設置する太陽光発電施設は県基準の対象外とする。

■ 農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進に関する法律（以下「農山漁村再エネ法」）に基づき市町が策定した計画により行う再エネ発電設備の整備については、農地法・農業振興地域の整備に関する法律（以下「農振法」）に係る事項を適用しない。

P2,3,4

● 以上の内容を「栃木県気候変動対策推進計画」の別冊として策定する。

● なお、県基準は、市町による「促進区域」の設定に対して定めるものであり、施設の設置そのものを規制するものではない。

再エネ施設の種類

- 市町からの要望や県内におけるポテンシャル等を踏まえ、対象とする施設の種類の種類は次のとおりとする。
- 各施設の県基準（案）は、施設の種類ごとの特徴とポテンシャルを踏まえて次のとおりとする。

施設の種類と特徴 出典：なっとく！再生可能エネルギー (資源エネルギー庁)		ポテンシャル 出典：令和3(2021)年度栃木県再生可能エネルギー導入 目標策定業務・業務報告書	県基準（案）	
			区域分け	環境配慮事項
太陽光	<ul style="list-style-type: none"> ・太陽の光エネルギーを電気に変換する ・基本的には設置する地域に制限がなく、導入しやすい 	<ul style="list-style-type: none"> ・<u>県内全域</u>にあり 	<p>資源が県内全域にあり、国基準の対象とならない範囲が広いいため、県指針を準用し、県独自の促進区域に含めてはいけない区域・慎重な検討を要する区域を設定する。</p>	<p>環境に与える影響は施設の種類により様々であることから、施設の種類ごとの環境へのリスクを踏まえて設定する。</p>
バイオマス	<ul style="list-style-type: none"> ・動植物から生まれた生物資源を燃料にするなどして発電 ・<u>資源が広い地域に分散</u> 	<ul style="list-style-type: none"> ・木質系は日光市・鹿沼市、家畜ふん尿は那須塩原市、厨芥は宇都宮市・栃木市と、<u>種類ごとに偏りがあるが、様々な地域にあり</u> 		
風力	<ul style="list-style-type: none"> ・風のエネルギーを電気エネルギーに変える ・導入可能な適地は<u>限定的</u> 	<ul style="list-style-type: none"> ・<u>那須塩原市南西部、那須町北部、日光市東部に平均風速が高いエリアあり</u> 	<p>資源が一部の地域に偏り、多くは国基準の対象となるため、国の区域分けどおりとする。</p>	
水力	<ul style="list-style-type: none"> ・大きなダムによる「大規模水力発電」と、河川の流水・農業用水・上下水道を利用する「中小水力発電」がある ・<u>未開発地点は奥地</u> 	<ul style="list-style-type: none"> ・中小水力発電は<u>日光市、鹿沼市に多く賦存</u> 		
地熱 (探査に係る調査のための掘削設備を含む)	<ul style="list-style-type: none"> ・地下の地熱エネルギーを使う ・立地地区は<u>公園や温泉などの施設が点在する地域</u> 	<ul style="list-style-type: none"> ・<u>栃木県北部に有望地区あり</u> 		

注) 既存の建築物の屋根などに設置する太陽光発電施設は、県基準の区域分け及び環境配慮事項を適用しない。

区域分け

- 太陽光・バイオマスの区域分けは次のとおりとする。
- 風力・水力・地熱については、国の区域分けどおりとし、県の区域分けは定めない。

県全域

国：促進区域に含めてはいけない区域

【自然環境保全法】原生自然環境保全地域、自然環境保全地域
【自然公園法】国立公園又は国定公園のうち特別保護地区、第1種特別地域
【鳥獣保護管理法】国指定鳥獣保護区のうち特別保護地区
【種の保存法】生息地等保護区のうち管理地区

国：慎重な検討を要する区域

【自然公園法】第2種特別地域、第3種特別地域、普通地域
【砂防法】砂防指定地
【地すべり等防止法】地すべり防止区域
【急傾斜地法】急傾斜地崩壊危険区域
【森林法】保安林（環境の保全に関するもの）
【種の保存法】生息地等保護区のうち監視地区（県内になし）

県：促進区域に含めてはいけない区域（案）

【土砂災害防止法】土砂災害特別警戒区域、土砂災害警戒区域
【都市緑地法】特別緑地保全地区、緑地保全地域
【文化財保護法】史跡・名勝・天然記念物等の指定地等
【文化財保護条例】史跡・名勝・天然記念物等の指定地等
【自然公園条例】県立自然公園（特別地域・普通地域）
【自然環境保全条例】自然環境保全地域（特別地域・普通地域、緑地環境保全地域）
【鳥獣保護法】県指定鳥獣保護区のうち特別保護地区
【森林法】保安林、保安施設地区
【農地法・農振法】農用地区域、甲種農地、第1種農地
【河川法】河川区域、河川予定地
【とちぎふるさと街道景観条例】街道景観形成地区
【都市計画法】風致地区
【景観法】景観形成重点地区

県：慎重な検討を要する区域（案）

【森林法】地域森林計画対象民有林
【農地法・農振法】第2種農地、第3種農地
【河川法】河川保全区域
【文化財保護法】埋蔵文化財包蔵地

国・県の区域分けの対象外

促進区域に設定不可

促進区域に設定可能

注) 農山漁村再エネ法に基づき市町が策定した計画により行う再エネ発電設備の整備については、農地法・農振法に基づく区域分けを適用しない。

- ・ 促進区域に含めてはいけない区域：農用地区域・甲種農地・第1種農地
- ・ 慎重な検討を要する区域：第2種農地、第3種農地

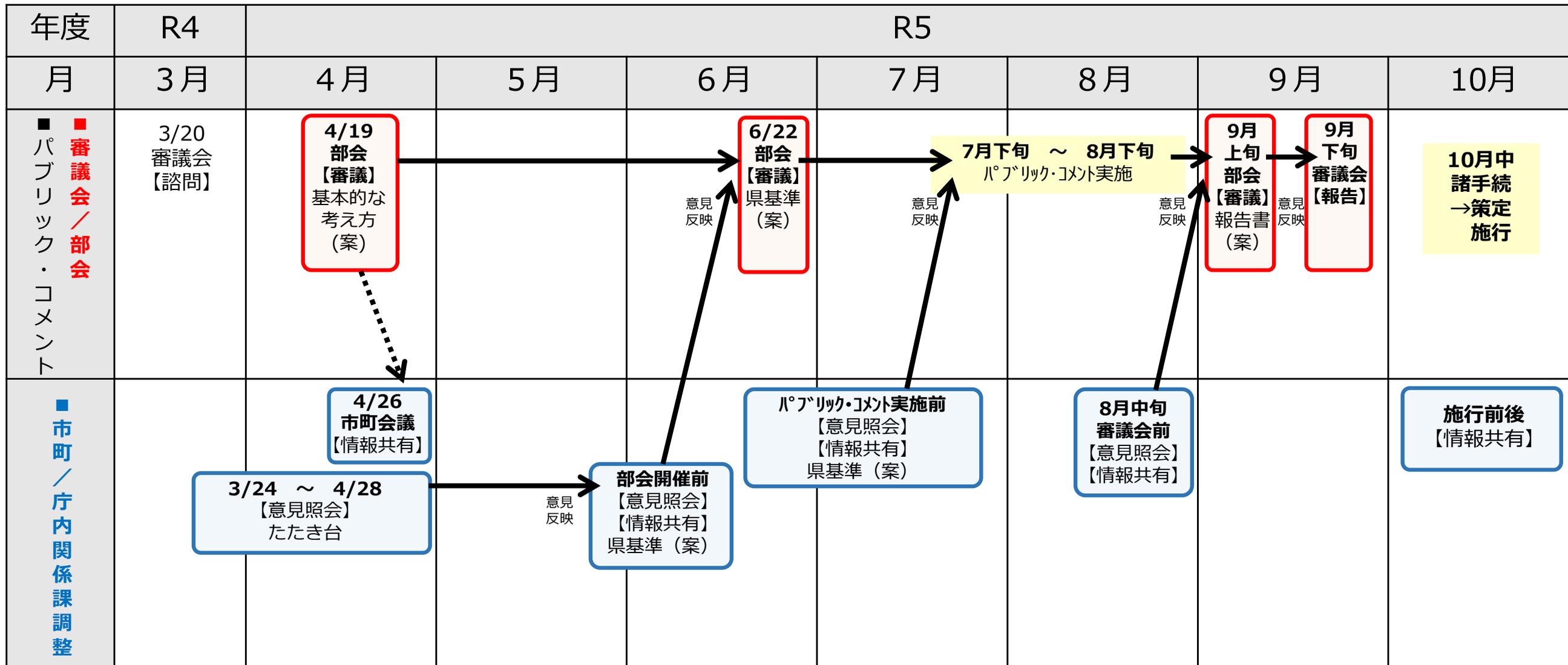
環境配慮事項

- 国は、施設の種類ごとに環境配慮の項目を定めており、県の環境配慮事項は、項目ごとに環境配慮の考え方を定めるものとされている。
- 本県は、国の資料が示す施設ごとの環境へのリスクや、市町・庁内関係課の意見を踏まえて環境配慮事項を定める。一例を次表に示す。

国が定める環境配慮の項目 ※環境省令上の「環境配慮事項」		太陽光	バイオマス	風力	水力	地熱	県の環境配慮事項の一例
環境の自然的構成要素の良好な状態の保持に関する環境配慮事項	騒音による影響	○	○	○	—	○	発電設備等から発生する音による生活環境への影響を回避又は極力低減すること
	水の濁りによる影響	○	—	—	○	—	発電設備の下流側に取水施設がある場合は、沈砂地、濁水処理施設等を設置するなど濁水発生防止策を講じること
	重要な地形及び地質への影響	○	—	○	—	○	県レッドリストの地形・地質を含む場合は、県自然環境課と調整の上、必要最小限とすること
	土地の安定性への影響	○	—	○	—	—	地域森林計画対象民有林における許可を要する開発行為に当たっては、森林の公益的機能を阻害するおそれがないこと
	反射光による影響	○	—	—	—	—	太陽電池モジュールの反射光の角度を計算し、周辺の住宅地等に影響しないことを事前に確認しているか。影響が懸念される場合には、防眩モジュールを使用する等の対策をしていること
	風車の影による影響	—	—	○	—	—	シャドーフリッカーの影の明暗が住民に不快感を与えない位置に設置される計画となっていること
	大気質への影響	—	○	—	—	—	ばい煙を発生する施設を設置する場合は大気環境に影響を及ぼさない計画となっていること
	悪臭による影響	—	○	—	—	—	発電設備等からの臭気が地域住民の生活に支障を来さない計画となっていること
	水の汚れによる影響	—	—	—	○	○	発電施設からの排水が排水先河川の水質に影響を及ぼさないこと
	富栄養化・溶存酸素量・水温による影響	—	—	—	○	—	
	硫化水素による影響	—	—	—	—	○	発電施設等から発生する硫化水素による生活環境への影響を回避または極力低減すること
温泉への影響	—	—	—	—	○	温泉湧出量の減少や泉温の低下、泥水による温泉の濁り等周辺の温泉に影響が生じないこと	
生物の多様性の確保及び自然環境の体系的保全に関する環境配慮事項	動物の重要な種及び注目すべき生息地への影響	○	○	○	○	○	事業に先立ち、注目すべき種の生息情報を調査し、保全のために必要な措置を講じること
	植物の重要な種及び重要な群落への影響	○	○	○	○	○	事業に先立ち、注目すべき種及び植物群落の生育情報を調査し、保全のために必要な措置を講じること
	地域を特徴づける生態系への影響	○	○	○	○	○	発電設備設置に伴う開発行為及び発電施設設置により生物多様性に影響を及ぼさないこと
人と自然との豊かな触れ合いの確保に関する環境配慮事項	主要な眺望点及び景観資源並びに主要な眺望景観への影響	○	○	○	○	○	発電施設設置場所が景観形成重点地区に隣接する場合は、景観保全に支障がないこと
	主要な人と自然とのふれあいの活動の場への影響	○	○	○	○	○	発電設備設置場所に長距離自然歩道を含む場合は、当該歩道の改変を避けた、又は改変をできる限り小さくした事業計画とすること
その他		○	○	○	○	○	農地の利用の集積に支障を及ぼすなど、地域における農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障がないこと

注) 農山漁村再エネ法に基づき市町が策定した計画により行う再生可能エネ発電設備の整備については、農地法・農振法に基づく農地に関する環境配慮事項を適用しない。

参考：県基準策定のスケジュール



注) 審議会：栃木県環境審議会、部会：栃木県環境審議会気候変動部会